3～7　（略）
（削る）

（手数料の額）
第二十一条　（略）
2　手数料は、請求書に収入印紙を貼付して、納付しなければならない。

（犬等の輸出入検疫規則の一部改正）
第十九条　犬等の輸出入検疫規則（平成十一年農林水産省令第六十八号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
（犬等の輸入）	（犬等の輸入）
第一条　（略）	**第一条**　（略）
2　（略）	2　（略）
（削る）	3　電子情報処理組織（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項に規定する電子情報処理組織をいう。次条第二項、第三条第二項及び第九条第二項において同じ。）を使用して第一項の規定による届出をしようとする者については、農林水産省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年農林水産省令第二十一号）第三条第三項の規定は、適用しない。
第二条　（略）	**第二条**　（略）
（削る）	2　電子情報処理組織を使用して前項の申請書の提出をしようとする者については、前条第三項の規定を準用する。
（犬等の輸出）	（犬等の輸出）
第三条　（略）	**第三条**　（略）
（削る）	2　電子情報処理組織を使用して前項の申請書の提出をしようとする者については、第一条第三項の規定を準用する。
（検疫の場所及び係留期間）	（検疫の場所及び係留期間）
第四条　（略）	**第四条**　（略）
2～5　（略）	2～5　（略）
（削る）	6　電子情報処理組織（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第四条第一項に規定する電子情報処理組織をいう。第九条第三項において同じ。）を使用して第二項、第四項又は第五項の指示をする場合における農林水産省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則第六条第三項の規定の適用については、同項中「入力し、当該事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であって第三条第三項各号に掲げるものと併せて」とあるのは、「入力し、」と読み替えるものとする。ただし、第二項の輸出しようとする者に対する指示については、この限りでない。

3～7　（略）
8　電子情報処理組織を使用して登録料を納付する場合における情報通信技術利用法施行規則第三条第三項の規定の適用については、同項中「電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書（法第三条第一項に規定する行政機関等の使用に係る電子計算機から認証できるものに限る。）であって、次の各号のいずれかに該当するものと併せて」とあるのは、「識別番号及び暗証番号を入力し、」とする。

（手数料の額）
第二十一条　（略）
2　手数料は、請求書に収入印紙を貼付して、納付しなければならない。ただし、情報通信技術利用法第三条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して法第五十三条第一項各号の請求をするときは、当該請求により得られた納付情報により、現金をもって納付するものとする。